665

質問第六六五号平成二十一年七月十日提出

社会保険庁に勤務する非常勤職員に関する質問主意書

提出者

重

野安

正

社会保険庁に勤務する非常勤職員に関する質問主意書

日本年金機構」 の発足に伴い、 社会保険庁に勤務する常勤の厚生労働事務官については、 年金機構 への

採用募集が行われ、 過日、 その採用内定等が内示されたところであるが、 非常勤職員については、 それらか

ら除外されており、今後の雇用継続がどうなっていくのか不透明な状況にある。しかし、長年にわたって年

金業務の最前線で勤務してきた非常勤職員は実質的に年金行政を支える一翼として重要な役割を担ってお

り、 この非常勤職員への対応は今後の年金行政にとっても重要であると考える。

従って次の事項について質問する。

一 非常勤職員の概況について

1 常勤 の職員 (常勤の厚生労働事務官) 以外で、 任用期間が定められて任用されている職員 (以下、 非

常勤職員)の職名及びその人員数を明らかにされたい。

2 職名別の非常勤職員の任用形態、 任用期間及び任用の根拠となる国家公務員法上の条項を明らかにさ

れたい。

3 非常勤職員は、 国家公務員法第二条に規定される「一般職」 「特別職」 のどちらに該当するのか明ら

かにされたい。

4 非常勤職員の所定勤務時間及び給与額と諸手当について、 職名別に明らかにされたい。

5 非常勤職員の実質的な勤務年数について、 職名別、 勤務年数別(一年未満、 一年以上、 二年以上等)

の人員数を明らかにされたい。なお、 職名の任用替えが行われたとしても、期間に中断がない場合は通

算した勤務年数として計算のこと。

一 非常勤職員の今後の雇用の在り方について

社会保険庁に勤務する非常勤職員の多くは、 基幹的業務を担い、 任用の更新を繰り返すことで事実上は

長期継続従事者となっている。 経緯 慣習等からすれば、 当該職員等には 「これからも任用される、 働い

ていける」という期待権が成立しているものと思われるが、 任命権者・使用者たる社会保険庁は現非常勤

職員等の雇用継続 (年金機構への採用等) について、どのように考慮しているのか。

 \equiv 国民年金保険料の納付督励業務に係る市場化テストの採用、及びそれと関連する国民年金推進員の任用

打ち切りに関して

1 直近における市場化テストの結果 (評価) について明らかにされたい。とくに、市場化テスト導入事

務所と非導入事務所における納付督励実績等が比較できる指標 (戸別訪問督励件数、 電話督励件数、 納

付月数、 納付率、 口座振替件数などの年次別指標) を明示されたい。

2 二〇〇八年八月に発表された「国民年金保険料の収納業務 (市場化テストモデル事業) に係る評価に

ついて」では、コスト削減効果については評価しているものの、その実績内容等については 「低調」と

されている。 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の趣旨は「良質かつ低廉な」で

あって、 「良質又は低廉な」ではないが、この点をどのように認識しているのか、 従前の国民年金推進

員による活動の評価(総括)と併せ明らかにされたい。

3 九月三十日をもって任用打ち切りが予定されている国民年金推進員の人員数を明らかにされたい。

4 国民年金推進員制度が発足し約七年に及び、 当時から任用されている者も少なくない。 これら推進員

の十月以降の任用 雇用について、任命権者・使用者たる社会保険庁はどのように考慮しているのか明

らかにされたい。

右質問する。